

DV被害者支援計画体系表

他県一覧

参考資料③

鳥取県		香川県				長野県			山形県		
計画期間	平成28年4月～33年3月	計画期間		平成28年度～32年度	計画の理念	基本テーマ	重点目標	基本目標	基本の柱	施策の方向	
基本テーマ	重点目標	基本目標	策定の視点	基本方針	重点目標	計画の理念	基本テーマ	重点目標	基本目標	基本の柱	施策の方向
1 暴力を許さない社会づくり	暴力を許さない社会を実現するための推進体制の整備 暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発 被害者への適切な対応を行うための研修体制の充実	I 配偶者からの暴力の防止、被害者支援に当たっては、厳正かつ適切な対応とともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要であること。 II 施策を総合的に推進するために、関係機関、関係団体、県民の連携・協力が不可欠であること。	I 配偶者からの暴力の防止、被害者支援に当たっては、厳正かつ適切な対応とともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要であること。 II 施策を総合的に推進するために、関係機関、関係団体、県民の連携・協力が不可欠であること。	1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	広報・啓発活動、教育の推進 被害者の早期発見と通報体制の充実	I DVを防止し被害者の保護と自立を支援することは、地方公共団体の責務であること。 II DV被害者は、いずれの地域においても年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、同じ水準の支援を受ける権利があること。 III DV被害者への総合的支援施策を進める上で、県及び市町村並びに関係機関及び民間団体等が共通の理念をもつて相互に連携し、協働すること	1 暴力を許さない社会づくり	基本計画の取組の推進及び評価 (主要) 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化	男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現	1 男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり	DV防止に向けた県民意識の醸成 若年層に対する予防教育の推進 加害者対策の推進
2 安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センターの強化 市町村等地域における相談体制の強化 外国人・障がい者等への配慮 加害者更生			2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センターの充実 相談窓口の充実と関係機関の連携強化 外国人、障害者、高齢者への配慮		2 相談体制の充実	相談機関の充実 (主要) 市町村の相談体制強化への支援 外国人・男性被害者等への対応の充実(※「性的少数者への支援の体制づくり」を含む)		2 早期発見・通報の理解促進と相談保護体制の充実	早期発見・通報の理解促進 安心して相談できる体制の確保 迅速で安全な保護体制の充実 同伴する子ども等への保護と支援 高齢者・障がい者、外国人への配慮
3 安全な保護体制づくり	被害者への緊急保護支援 一時保護施設の充実 一時保護施設と関係機関との連携促進 保護対象の拡充			3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実		3 保護体制の強化	相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備 一時保護体制の充実		3 被害を繰り返さない自立支援体制の整備	住居の確保に向けた支援 経済的自立に向けた支援 司法手続きに関する支援 こころの回復支援 被害者の情報保護、自立支援体制の整備
4 被害者の自立支援体制づくり	被害者の自立支援 子どもの心のケア、発達保障			4 被害者の自立を支える体制づくり	被害者の自立を支援する環境整備 同伴児童に対するケアと支援 民間団体との連携強化		4 自立支援の強化	被害者の状況に応じた個別支援 子どもへの支援 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底		4 関係機関の協力・連携	施策調整機能の強化 関係機関の連携強化 市町村との連携強化
5 苦情解決体制づくり	相談機関における体制整備 一時保護機関における体制整備			5 被害を繰り返さない仕組みづくり	被害者の苦情への適切な対応 加害者への適切な対応						
6 民間支援団体等支援体制づくり	民間支援団体等への支援 民間支援団体等との連携と協働										

福岡県		長崎県		愛媛県		宮城県		滋賀県							
計画期間	平成28年度～32年度	計画期間	平成28年度～32年度	現計画策定(改定)	平成27年2月	計画期間	平成27年度～29年度	計画期間	平成27年度～31年度						
目標	施策の方向	基本理念	基本目標	個別目標	基本目標	重点目標	基本目標	重点目標	基本理念	施策の柱	重点施策				
1 DVの根絶に向けた啓発と被害の防止 ～暴力を容認しない社会づくり～	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成	DVを容認しない社会づくりと被害者が安全な保護を受け、安心して自立した生活ができる社会の実現	1 暴力を許さない社会づくり	DV防止のための教育啓発	1 暴力の根絶を目指す社会づくり	配偶者からの暴力の防止のための意識啓発の推進	I 被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現	1 暴力を許さない社会の形成	社会意識の醸成	DVを容認しない社会	被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会	1 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進	人権教育・啓発の推進		
	被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築			加害者更正等の調査研究		若い世代における交際相手からの暴力の防止			人材の育成及び人権教育の推進				DVの未然防止対策の推進		
	相談しやすい体制の充実 ～被害の潜在化を防ぐ～			相談の組織・体制の強化		県配偶者暴力相談支援センターの機能強化			職務上関係する者の資質向上を目指した研修や啓発の充実				調査研究の推進等	早期発見・相談体制強化	早期発見・通報体制の強化
	外国人、障害者、高齢者、性的少数者への適切な対応			外国人、障害者、高齢者、性的少数者への適切な対応		市町との連携と支援			情報収集の推進					相談体制の充実	相談体制の充実
	職務関係者の研修等の充実			職務関係者の研修等の充実		警察における相談・支援							相談体制の充実	一時保護体制の充実	相談対応者の研修・啓発の充実
2 保護体制の充実と被害者の安全確保 ～被害者へのきめ細かいケア～	一時保護体制の充実	3 緊急かつ安全な保護体制の整備	3 緊急かつ安全な保護体制の整備	発見・通報に関する体制整備	2 保護体制の整備	相談体制の充実	2 被害者の相談・保護体制の充実	被害者からの相談体制の充実	3 被害者の安全確保および保護体制の充実	被害者の安全確保	一時保護体制の充実	一時保護体制の充実			
	同伴家族に対するケアと支援			一時保護体制の充実		一時保護体制の充実		発見・通報についての体制の整備			保護命令制度に対する適切な対応	保護命令制度に対する適切な対応			
	被害者の安全確保			保護命令に対する適切な対応		被害者保護体制の充実		保護体制の充実			被害者の個人情報の保護				
3 被害者の自立のための支援 ～心身の回復と生活の安定～	住宅の確保支援	4 被害者の自立を支援する環境整備	4 被害者の自立を支援する環境整備	住宅の確保	3 被害者の自立支援	自立支援に向けた体制の整備	3 被害者の自立に向けた支援	被害者の心のケア及び生活に関する支援	4 被害者への切れ目のない自立支援	住宅の確保及び入居支援	就業支援				
	生活の安定に向けた支援			経済的自立に向けた支援		同伴児童に対するケアと支援の推進		就業の確保に向けた支援			就業支援				
	心理的ケアの拡充			支援制度の情報提供とワンストップ化の推進				就業の確保に向けた支援			就業支援				
4 被害者等に対する生活支援 ～被害者の安全確保と心理的ケア～	被害者の情報保護と各種手続きの支援	5 関係機関との連携による推進体制の整備	5 関係機関との連携による推進体制の整備	自立に向けた支援の推進	4 関係機関等の連携	関係機関等の連携強化	関係機関等の連携強化	就業の確保に向けた支援	5 子どもを守る取組と支援	児童虐待から子どもを守る取組	子どもに関する支援				
	被害者の情報保護と各種手続きの支援			民間団体との協働		民間支援団体との協働体制の整備		就業の確保に向けた支援			子どもに関する支援				
	被害者の情報保護と各種手続きの支援			性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携				就業の確保に向けた支援			子どもに関する支援				
5 関係機関との連携	連絡会議等の開催	5 関係機関との連携による推進体制の整備	5 関係機関との連携による推進体制の整備	被害者支援ネットワークの構築	4 関係機関等の連携	関係機関等の連携強化	関係機関等の連携強化	就業の確保に向けた支援	6 関係機関・団体等への支援と連携・協力	市町との連携	民間団体に対する援助及び連携				
	市町村基本計画の策定支援等			民間団体との協働				就業の確保に向けた支援			民間団体等との連携・協力				
	民間団体との連携			性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携				就業の確保に向けた支援			民間団体等との連携・協力				
6 関係機関・団体等への支援と連携・協力	苦情処理体制の充実	5 関係機関との連携による推進体制の整備	5 関係機関との連携による推進体制の整備	苦情処理体制の整備	4 関係機関等の連携	関係機関等の連携強化	関係機関等の連携強化	就業の確保に向けた支援	6 関係機関・団体等への支援と連携・協力	市町との連携	民間団体に対する援助及び連携				
	苦情処理体制の充実			民間支援団体との協働体制の整備				就業の確保に向けた支援			民間団体等との連携・協力				
	苦情処理体制の充実			苦情処理体制の整備				就業の確保に向けた支援			民間団体等との連携・協力				

福島県			○秋田県			新潟県			青森県		
計画期間	平成27年度～31年度	実施項目	計画期間	平成27年度～31年度	重点施策	現計画策定(改定)	平成27年度～31年度	重点目標	計画期間	平成26年度～30年度	重点目標
基本理念	基本目標		基本理念	基本目標		基本理念	基本目標		基本目標		重点目標
ドメスティック・バイオレンスを許さない社会	1 暴力を許さない社会の実現	大人のための人権教育やDVIに関する啓発 子どもに対する人権教育やDVIに関する啓発 教育者・地域リーダーの育成 加害者再教育のあり方検討 家庭内の虐待の防止	配偶者等からの暴力を許さない社会の形成	1 暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進	多様な啓発と人権教育の強化 加害者対策の推進	配偶者からの暴力のない社会を目指して、配偶者暴力の防止と被害者の保護及び自立支援に取り組みます。	1 安心して相談できる体制づくり	相談体制の充実 市町村の体制整備支援 地域における相談体制の強化 相談従事者の資質向上	1 DVを許さない社会づくり	人権感覚・人権意識の育成 DVIについての正しい理解の普及 加害者更生のための取組の推進	
	2 安心して相談できる体制の充実	地域における連携の強化や対応能力の向上 DVセンターでの支援 女性相談員による支援 ボランティアと民間支援団体への支援		2 被害者の相談・保護体制の充実	発見・情報提供・通報に関する取組の促進 相談・支援の推進 市町村(地域)における取組の強化 迅速で安全な保護体制の推進 同伴児童への支援の充実		2 安全な保護体制づくり	一時保護体制の充実と連携強化 外国人・高齢者・障害者への配慮 被害者の立場に立った被害防止活動 被害者等の心身の健康回復	2 被害者保護対策の充実	発見・通報体制の充実 迅速かつ適切な被害者保護 同伴家族等への支援 相談への対応の充実	
	3 被害者の安全な保護の実施	被害者の安全な移送 被害者の安全な保護 保護命令制度等司法手続きについての支援 被害者の心身の回復 外国人・障がい者への配慮 関係機関との連携強化		3 被害者の自立支援	生活基盤を整えるための支援の促進 心の回復支援の促進		3 被害者の自立支援体制づくり	生活安定のための支援 住宅の確保 就労の支援 同伴児童への支援	3 被害者の自立支援のための環境整備	被害者の自立への支援 被害者の精神的回復のための支援	
	4 被害者の自立を支援する環境の整備	就労の支援 地域と連携した被害者の自立支援 女性のための相談支援センターにおける支援 地域におけるアフターケア		4 関係機関の連携強化と研修等による資質向上	関係機関の連携強化による取組の推進 研修等による資質向上と安全確保		4 関係機関との協働体制づくり	関係機関との連携 民間団体との協働・連携強化	4 DVを許さない社会づくり	暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発 発見通報体制の整備・充実	4 職務関係者の資質の向上と連携
							5 DVを許さない社会づくり	暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発 発見通報体制の整備・充実			
							6 適切な苦情対応	適切な苦情対応			